

日本語でつながる多文化共生のまちづくり事業  
北上市日本語教室パートナー募集要項

1 目的

北上市日本語教室パートナーは、日本語教師の指導を補助し、会話活動により市内に在住、在勤、在学する外国人住民の日本語学習及び習得を支援する。また、日本語学習をきっかけとして、日本人と外国人の相互理解を促し、地域における外国人住民の居場所づくりに寄与する。

2 実施主体

北上市

3 活動内容

- (1) 各回の学習テーマに関わる日常会話支援（会話内容や状況により、文字表記や語彙指導のサポートも行う。）
- (2) 北上市日本語教室内での学習活動の補助

4 北上市日本語教室パートナーの要件

- (1) 原則として北上市内に居住し、外国人に日本語で日本語を教えることに関心のあること。国籍は問わない。
- (2) 令和7年5月から10月までに北上市が全4回開催する日本語教室パートナー養成研修会に参加すること。日本語教師等の資格取得者（※）はこの限りでない。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※日本語教師等の資格取得者とは、以下のいずれかに当てはまる者を指す。

- ア 日本語教育能力検定試験に合格した方
- イ 420時間日本語教師養成講座を修了した方
- ウ 大学又は大学院の日本語教師養成課程を修了した方
- エ なか東北連携地域日本語教育専門人材養成講座を修了した方

5 活動条件

- (1) 日本語教室パートナー養成研修会（全4回）の受講が完了するまでは仮登録期間となり、原則として**無償**の活動とする。受講完了後から、報償金として日本語教室1回あたり2,200円を支払う。
- (2) 日本語教師等の資格取得者は、登録申込時点で研修会の受講要件を満たすこととし、報償金として日本語教室1回あたり2,600円を支払う。
- (3) 報償金の支払は口座への振込とし、一ヶ月ごとの実績払いとする。振込額は、支払額から源泉徴収税額を除いた額とする。

6 活動期間

令和7年6月1日から12月21日までに開催する全12回の日本語教室  
日曜日開催、毎回午前10時から正午まで

（希望する場合、次年度以降も継続して活動を行うことができるものとする。）

（裏面に続く。）

## 7 場所

黒沢尻西地区交流センター 研修室Ⅱ（北上市本石町1-6-20）

## 8 北上市日本語教室スケジュール

No.	日にちとトピック	内容
1	令和7年6月1日（日） 自己紹介のレベルアップ わたしの家族、わたしの一日	・家族や大切な人の紹介 ・忙しい日、ひまな日 ・仕事や趣味
2	令和7年6月22日（日） にほんごを使って何をしたい？ 目標をきめよう！	・日本語学習の目標 ・日本でやりたいこと
3	令和7年7月13日（日） 世界のまつりを話そう！ わたしの国、わたしのまち	・自分の国の紹介 ・出身地の特別な行事 ・北上市内のまつり紹介
4	令和7年8月24日（日） 地域の人と話そう！① ～ごみ出しのルール～	・多言語版さんあ～る紹介 ・ごみの出し方を質問する
5	令和7年8月31日（日） ここが違うよ！日本の生活	・日本の公共マナー、禁止の表現 ・自身の異文化体験
6	令和7年9月7日（日） 地域の人と話そう！② ～書道の作品づくり～	・好きな日本語 ・書道体験
7	令和7年10月19日（日） 買い物ので使うにほんご	・日本の交通ルール ・移動手段
8	令和7年10月26日（日） ぼうさいを知ろう！	・さまざまなお店 ・色や形
9	令和7年11月16日（日） 病院で使うにほんご	・災害に関する語彙 ・災害に関する経験を話す ・防災知識を得る
10	令和7年11月30日（日） 北上市で何をしたい？ 季節のイベントを知ろう！	・市内の多様な年間行事 ・自分の趣味や興味を話す
11	令和7年12月14日（日） 交通ルールを知ろう！	・病院の種類と診察の手順 ・自分の体調について話す
12	令和7年12月21日（日） 将来の夢を話そう！	・一年の生活を振り返る ・これから計画 ・将来の夢

9 日本語教室パートナーの登録手続

「令和7年度北上市日本語教室パートナー登録申込フォーム」

(<https://logoform.jp/form/rtYq/948281>) に必要事項を入力する。



申込フォーム

10 登録の取消

日本語教室パートナーが次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。

- (1) 公共の福祉に反する行為が判明した場合。
- (2) 政治的又は宗教的目的の行為が判明した場合。
- (3) 登録者より当該登録を辞退する旨の申し出があった場合。

11 秘密の保持

日本語教室パートナーは、活動上知り得た個人情報を第三者に漏えい又は提供してはならない。なお、活動終了後においても同様とする。

12 活動保険

市で加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」を適用する。